

ジンベエザメ 日本周辺

Whale Shark, *Rhincodon typus*



Last and Stevens 1994

管理・関係機関

国際連合食糧農業機関 (FAO)
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約, CITES)
 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)
 インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

最近の動き

2013年5月のIOTC年次会合において、ジンベエザメを視認した際の付近でのまき網操業の禁止措置が採択された。また、まき網漁具にまかれたジンベエザメを安全に放流するためのガイドラインが検討されている。

生物学的特性

- 寿命：調査中
- 成熟開始年齢：調査中
- 繁殖期・繁殖域：熱帯の外洋域？
- 索餌場：熱帯海域～温帯海域
- 食性：プランクトン、小魚（イワシ、サバなど）
- 捕食者：調査中

利用・用途

フカヒレ及び肉は食用になるが、日本ではほとんど利用されない。まき網と竿釣りのさめ付き操業の指標となる。近年、定置網で混獲された個体がいくつかの水族館で飼育・展示されるようになった。

漁業の特徴

我が国では本種を対象とする漁業はない。定置網への迷入は主に沖縄本島から九州、四国太平洋沿岸で起きているが、水族館による需要も限定的であるので、普通は放流または廃棄され、ほとんど市場に水揚げされない。

漁業資源の動向

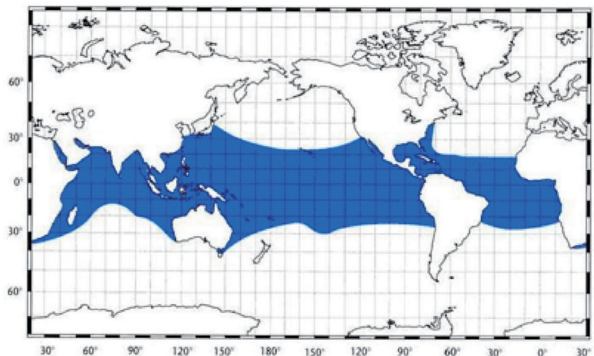
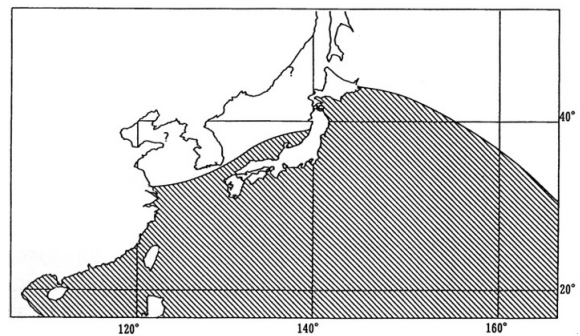
定置網への迷入は、沖縄本島では1979～1994年の16年間に78尾（年平均4.9尾）が確認され、季節は3～9月で夏に多い。四国太平洋岸では1989～1993年の5年間で25尾（年平均5尾）が確認され、6～7月に最も多い。日本周辺全体では毎年数尾～20尾程度である。

資源状態

資源状態を定量的に分析できる資料はない。しかし、全国の定置網への偶発的な迷入の記録等があることから、日本周辺海域には毎年一定程度の数が来遊してくると考えられる。

管理方策

2012年12月のWCPFC年次会合及び2013年5月のIOTC年次会合において、ジンベエザメを視認した際の付近でのまき網操業の禁止措置が採択された。なお、2002年のワシントン条約（CITES）第12回締約国会議において、本種が絶滅の危機にあるとして、インド、フィリピン、マダガスカルが共同で提出した附属書Ⅱ掲載案が可決された。このことから、ジンベエザメの魚体、鰭などを含む一切の派生物を国際取引する際は、輸出国による輸出許可書の発給が必要となり、また、公海域で採取し自国に持ち帰る行為についても証明書の発給が義務付けられる（海からの持ち込み）。しかしながら、我が国は、ジンベエザメの附属書Ⅱへの掲載に関して留保を付しており、締約国に輸出する場合には輸出許可書が必要となるものの、海からの持ち込みについての証明書の発給は不要となっている。



日本周辺と世界におけるジンベエザメの分布
 (内田 1995、Last and Stevens 1994)

ジンベエザメ (日本周辺) の資源の現況 (要約表)	
資源水準	—
資源動向	—
世界の漁獲量 (最近 5 年間)	調査中
我が国の漁獲量 (最近 5 年間)	年間数尾から 20 尾程度が定置網等に迷入
最新の資源評価年	—
次回の資源評価年	—